

2020 年 10 月 1 日

(株)東京環境測定センターニュース

(No. 218)

大気汚染防止法の一部を改正する法律の公布について

1. 改正の概要

(1) 規制対象の拡大

規制対象について、石綿含有成形板等を含む全ての石綿含有建材に拡大

(2) 事前調査の信頼性の確保

元請業者に対し、一定規模以上等の建築物等の解体等工事について、石綿含有建材の有無にかかわらず、調査結果の都道府県等への報告の義務付けし、また、調査の方法を法定化する等

(3) 直接罰の創設

石綿含有建材の除去等作業における石綿の飛散防止を徹底するため、隔離等をせずに吹付け石綿等の除去作業を行った者に対する直接罰の創設

(4) 不適切な作業の防止

元請業者に対し、石綿含有建材の除去等作業の結果の発注者への報告や作業に関する記録の作成・保存を義務付けます。

(5) その他

都道府県等による立入検査対象の拡大、災害時に備えた建築物等の所有者等による石綿含有建材の使用の有無の把握を後押しする国及び地方公共団体の責務の創設等、所要の規定の整備

2. 施行期日

改正法は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしています。ただし、事前調査結果の報告については、公布の日から二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしています。

大気汚染防止法の一部を改正の概要について

https://www.env.go.jp/air/post_46.html

<https://www.env.go.jp/press/107831.html>

御質問、問合せは、技術グループまでお願いします。